

Title	多方面、多分野に展開する「軍事闘争の準備」：二〇一三～二〇一四年の中国人民解放軍
Sub Title	People's liberation army in 2013 through 2014 spring : China's preparation for military struggle in various fields
Author	安田, 淳(Yasuda, Jun)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2015
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 中国研究 (The Hiyoshi review of Chinese studies). No.8 (2015.) ,p.77- 105
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA12310306-20150331-0077

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

多方面、多分野に展開する「軍事闘争の準備」

——二〇一三～二〇一四年の中国人民解放軍

安田 淳

第一節 はじめに

二〇一三年十一月八日付の中国人民解放軍の機関紙『解放軍報』に、「会員カードはもはや頭の痛い問題ではない」と題する記事が掲載された¹⁾。それによれば、ある部隊で兵士たちが持っている、商業施設が発行するいわゆる会員カードについて調査したところ、さまざまな問題が明らかになったという。すなわち、会員カードは兵士の消費行動にとって便利である一方、会員カードの仕組みや制約によって不利益を被る可能性のあること、軍人としての身分や部隊番号、部隊所在地等の情報が流出すること、兵士がカードの利点につられて外出しがちになることなどである。そして会員カードが兵士に普及している要因の一つとして、営内の商店や食堂が充実していないことが挙げられている。時代の変遷と経済の発展に伴って、人民解放軍内にもこうした問題が生じており、それが軍隊の

福利厚生改善への動きにつながっていることは興味深い。

他方、引き続き兵器装備の更新と訓練演習の深化によって、人民解放軍の戦力増強が図られていることも間違いない。たとえば二〇一三年五月三日には新型ミサイル護衛艦「岳陽」が、二〇一四年三月二十一日には新型ミサイル駆逐艦「昆明」が就役したが、後述するように、ほぼ毎月のように新造艦艇の就役が伝えられている。⁽²⁾ また海軍においては他にも知能化機雷の掃討と機雷敷設に大きな進展があったことが報じられた。⁽³⁾ 空軍の早期警戒機は時間とエリアを問わず陸海空三軍のいずれとも共同作戦を行える能力が得られたと言われ、早期警戒機の設計開発に尽くした中国電子科学研究院の研究者が称揚されている。⁽⁴⁾ 陸軍の新型武装ヘリコプターによる航空部隊が全面的に戦力を構築し、また砲兵の偵察・射撃観測用無人機の集中訓練が実施された。⁽⁵⁾

人民解放軍は、特定の人間集団が形成する一つの社会である。だからこそさまざまな問題が生じることにいわば苦悩するのも人民解放軍の一面であり、着実に戦力強化を図るのもまた人民解放軍の一面である。本稿は二〇一三年から二〇一四年にかけての人民解放軍に見られる特徴的な事象を概観し、多方面にわたる問題への対応に注力する人民解放軍の姿の一端を明らかにする。

第二節 「強軍目標」と軍隊政治思想工作

二〇一四年元旦の『解放軍報』社説は、「新たな形勢の下における強軍目標を深く掘り下げて貫徹し、改革创新の精神で国防と軍隊建設の新たな局面を開拓しよう」と題するものであった。⁽⁶⁾ 習近平政権の軍事路線はきわめて率直に「強軍」すなわち「軍を強くする」ことを一つの目標としている。「強軍目標」を論じる『解放軍報』記事は、

二〇一二年度の千五百十六本から二〇一三年度には四千八百九十本と三倍以上に増えた。また「強軍」に言及する記事も三百十四本から八倍以上の二千五百九十五本に増えている。このことから、人民解放軍がこれをいかに重視しているかが容易に推察される。

この元旦社説ではまず、習近平主席が国防と軍隊建設を高度に重視して「党の指揮に従い、勝利することができ、作風が優良な人民の軍隊を建設するという新たな形勢下の強軍目標」を提起したと強調される。この目標のために、新たな一年では「軍隊思想政治建设を強化し改善しなければならぬ」という。党の軍隊に対する絶対的指導という政治的自覚と現実の能力を向上させ、その基本原則と制度についての学習教育を強化しなければならないのである。二〇一三年六月六日総政治部が「強軍目標をめぐり政治工作を展開することについて検討を行う会議」を開催したことからも明らかのように、「強軍目標」では、政治思想工作が重要な位置にある。⁷

しかし「党中央、中央軍事委員会と習主席の指揮に従う」ということが同じ元旦社説の中で繰り返し述べられている。このことから、いまだ必ずしも明示的な事象は表面化していないものの、中国共産党が警戒する事態すなわち軍隊の非党化、国軍化といった思想が深刻であることが推測される。それらは強軍目標を妨げる最大要因ばかりでなく、中国共産党の存立を脅かすものであるからこそ、それらを払拭するための政治思想工作が大きく求められているといえよう。

周知のように、習近平は二〇一二年十一月中国共産党中央委員会総書記に選出された直後、「中華民族の偉大な復興」が「中国の夢」であると述べ、翌二〇一三年三月の第十二期全国人民代表大会第一回会議閉幕式でも改めてこれに言及した。同年八月一日の建軍記念日に際しての『解放軍報』社説は、「中国の夢とは軍隊にとって言えば、すなわち強軍の夢である」とする⁸。そしてその「強軍」とは、中国の「国際的な地位にふさわしく、国家の安全と

発展の利益に適した強固な国防と強大な軍隊」を建設することである。同社説は、習近平が「党の指揮に従い、戦いに勝つことができ、作風の優良な人民の軍隊を建設するよう呼びかけた」ことを強調する。二〇一三年七月の中国共産党創立九十二周年に際しての『解放軍報』社説も同様に、「党の指導」、「人民の軍隊」、「優良な作風」を執拗に呼びかける。⁹ 強軍目標は、これまでの「優良な」伝統に根差した強力な「党軍」を建設することなのである。同年四月十六日の『解放軍報』署名論文では、軍隊に対する党の絶対的優位という原則が、いかに中国の情勢に合致した合理性を有する科学的真理であるかが丹念に説かれている。¹⁰ 同年六月二十一日の同紙署名論文は、「党の指揮に従うことは人民の軍隊の優良な作風のカギとなる」と述べ、それが「強軍」の「魂」であると説明している。¹¹ さらに同年十二月四日の同紙署名論文は、「党の軍隊に対する絶対的指導の堅持をいささかもゆるがせにしてはならない」と明確に題されている。¹² このように、「強軍」すなわち強大な党軍を建設する目標を達成するためというよりも、そもそも党軍という性格を維持するためにこそ「軍隊に対する党の絶対的指導」を執拗に繰り返し呼び掛けているように思われる。その意味で、軍隊政治工作の強化は、中国共産党がいわゆる党軍関係に対して異様に強い危機感を抱いている表れであると解釈できる。

ところで、前出の二〇一四年元旦社説は、「紀律執行状況の監督と検査の能力を強化し、政治紀律、組織紀律、人事紀律、財政経済紀律、秘密保全紀律を厳格にし、紀律や法の違反を厳しく取り締まり、とりわけ腐敗現象をなくさなければならない」と主張する。政治思想工作や紀律維持の強化は、中国のあらゆる社会で止むことがないばかりかむしろ深刻化する不正腐敗問題が軍にも及んでいることに対処するためである。¹³ 二〇一三年六月には総政治部と総後勤部から「党委員会による会計監査管理・審議制度の確立に関する通達」が発せられた。¹⁴ 「軍隊の会計監査は軍事経済分野の中で最も重要で独立した監督行為であり、常に国防軍隊建設の発展の要求と符合し、強国強軍

目標に合致するものである」とされるが、言い換えればこうした会計監査が独立的に行われておらず、それが国防建設や強軍目標という大目標に合致するような仕組みとなっていないということである。同年九月には中央軍事委員会から「軍の指導幹部の経済責任に対する監査活動の強化・改善に関する意見」が下達された。¹⁶「四風（形式主義、官僚主義、享楽主義、奢侈贅沢）」を撲滅させるために会計監査が重要であり、それが軍事強化につながると呼びかけられる。¹⁷軍隊の作風改善に対しては、同年七月に「軍における党風・清廉政治建設責任制の実行に関する規定」が、二〇一四年一月に「軍隊による『党・政府機関の節約励行・浪費反対条例』の貫徹実行に関する措置」がそれぞれ配布された。¹⁸習近平政権が推し進める腐敗不正の撲滅、清廉な政治建設が軍にも確実に適用されることは、憂慮すべき事態が軍にも深く及んでいることを示唆している。¹⁹軍の最高指導幹部が「党の大衆路線教育実践活動における連絡拠点」を視察することがしばしば報じられたが、それらはいずれも「四風」を批判し是正するためのものであった。

第三節 軍事闘争の準備と軍事制度体制改革

前出の二〇一四年元旦社説では、これまでに引き続き「軍事闘争の準備を推進する」ことが呼びかけられているが、そこで強調されることはむしろ個別の兵器装備の近代化といったことよりも、軍事力の戦略的な役割の発揮である。軍事訓練を深化させることで部隊の精鋭化を図り、総合的な軍事力が現代の戦争の特色に適応して発揮されることが求められる。必ずしも明示されていないが、ここで言われる「戦争」は戦闘よりもきわめて大きな概念であり、「軍事力の戦略的効能」とは実際の作戦行動ばかりでなく「威嚇」を含むさまざまな役割であると考えられ

る。²⁰⁾

元旦社説ではまた、「国防と軍隊の改革を深化させる」ことが求められている。そこには「領導指揮体制を重点として、構造を合理化し機能を完備させ、軍隊の制度改革を深化させ」なければならぬとされている。二〇一四年一月一日の『読売新聞』は、中国軍が現在の地域防衛型である七大軍区を有事即応型の五大戦区に改編する等の機構改革案を検討していると伝えた。たしかに同年三月十五日に開催された「中央軍事委員会深化国防・軍隊改革領導小組」第一回会議で、習近平主席は「軍隊の組織形態の近代化なくして国防・軍隊の近代化はない」と述べ、指導指揮体制、構造、政策制度面の改革を深化させ強力な制度的保障を提供することを指示した。²¹⁾ 同小組は習近平はじめ中央軍事委員会メンバーによって構成されていることから、中国軍の抜本的な制度体制改革が検討されていると推測される。たしかに『解放軍報』にも、たとえば「軍隊の組織形態の近代化を大きく推進させる」ことは重大な戦略措置であり、それらに関する基礎研究は「重大な戦略問題でもある」とする論文が掲載された。²²⁾ また同紙には米軍の軍政・軍令や、米陸軍の組織編制改革に関する詳細な紹介記事が見られたが、軍がこれらをも参考に何らかの制度改革を検討していると思われる。²³⁾

「戦区」という概念はこれまでと同様に、訓練演習や最高軍事指導者の視察の際に、しばしば報道されている。『解放軍報』には「各大戦区」という用語も現れており、²⁴⁾ また外国武官団が広州戦区へ招待されたり、²⁵⁾ 「蘭州戦区病院兵員サービスコンクール」が開催されたり、あるいは「瀋陽戦区心理カウンセリング治療センター」が開設されたりするなど、²⁶⁾ 「戦区」は比較的広い範囲で一般的に用いられ、かつ定着しつつあるように思われる。「戦区」とはこれまで、特定の戦争を想定して軍隊を効率よく運用できるよう臨時に区画される概念であると考えられてきたが、五大「戦区」へ改編するとすればその概念がどう規定されるのか注目される。

第四節 海軍戦力構築の伸展

海軍戦力の構築努力の中で、遠洋へ進出して訓練演習を実施することはたしかに常態化していると見られる。たとえば二〇一三年四月三日には十六日間に及ぶ西太平洋及び南シナ海での戦備巡視、遠洋訓練任務を完了した南海艦隊の艦艇四隻、ヘリコプター四機、一個陸戦中隊からなる遠洋訓練部隊が海南島三亜に帰還した。⁽²⁷⁾ 同月にはミサイル駆逐艦「蘭州」とミサイル護衛艦「衡水」から成る遠洋訓練艦隊が同じく西太平洋で訓練を実施したが、これは「恒例の年度訓練」であるとされた。⁽²⁸⁾ 同年五月二十四日には、中国海軍の水上艦艇、潜水艦、航空兵、沿岸防衛部隊、陸戦隊の五大兵種による大規模合同訓練が南シナ海で終了した。⁽²⁹⁾ 同月六日からは東海艦隊のミサイル護衛艦や補給艦が西太平洋へ「恒例の訓練」のために向かい、⁽³⁰⁾ 同月二十七日には、北海艦隊の遠海訓練艦隊も西太平洋へ進出した。後者は同年になって五回目の宮古海峡通峡であった。⁽³¹⁾ 九月十日には、東海艦隊の遠洋訓練艦隊が十六日間の遠洋訓練任務を完了して浙江省舟山の軍港に帰港したと伝えられた。二〇一四年一月二十日、南海艦隊のドック型揚陸艦「長白山」、ミサイル駆逐艦「海口」及び同「武漢」の三隻からなる遠洋訓練艦隊が、南シナ海、西太平洋及びインド洋海域へ向けて海南島の三亜を出港した。これは新年度における常態化された「戦備巡視、遠洋訓練」であると報じられた。⁽³²⁾ 「ブルーウォーターネビー」になるためには遠洋訓練が「必修科目」であると認識され、それは米国や日本、英国の遠洋航海訓練を十分に意識したものである。⁽³³⁾ 同年二月二十八日に浙江省舟山の軍港を出港した東海艦隊のミサイル駆逐艦「長春」とミサイル護衛艦「益陽」、同「常州」は、バシー海峡を通峡して南シナ海へ至り、各種の訓練を実施して三月十一日に帰港した。⁽³⁴⁾ これら以外にも、西太平洋における訓練演習は毎

月のように報道されている。南シナ海にせよ西太平洋にせよ、中国大陸からはるか遠洋であるかどうかは別として、中国の海洋進出にとって極めて重要な海域への進出が常態化していることは間違いない。

空母「遼寧」では艦載機の発着艦の試験・訓練が進展していることや、同艦に女性兵士が乗り組んでいることなどが頻繁に報道されている。⁽³⁵⁾さまざまなる形態の航海が実施され、空母の戦力化のための努力が続けられていると同時に、台湾海峡を通過して南シナ海に入るなど、すでに空母のプレゼンス発揮をうかがわせる行動も見られるようになった。⁽³⁶⁾

これと並行して、新たな艦艇の就役も相次いでいる。二〇一三年五月十八日には新型護衛艦「大同」が旅順軍港で、六月十八日には新型総合補給艦「太湖」が青島軍港で、七月一日には新型小型ミサイル護衛艦「惠州」と「欽州」が香港の昂船洲軍港で、七月二十九日には新型ミサイル護衛艦「梅州」が海南島三亜軍港で、八月一日には新型小型ミサイル護衛艦「营口」が大連軍港で、九月十二日には新型遠洋総合補給艦「巢湖」が浙江省舟山軍港で、十月十日には新型掃海艦「鶴山」が広東省江門軍港で、十二月十三日には新型ミサイル護衛艦「三亜」が海南省三亜軍港で、十二月二十六日には新型ミサイル駆逐艦「鄭州」が東海艦隊某駆逐艦支隊で、二〇一四年一月八日には新型ミサイル護衛艦「吉安」が上海で、一月二十六日には新型軽量ミサイル護衛艦「揭陽」が広東省汕頭軍港で、三月十五日には新型護衛艦「威海」が北海艦隊某軍港で、それぞれ就役した。二〇一三年五月三十日、国防部報道官は、中国がウクライナから購入したエアクッション揚陸艇がすでに中国に到着しており適切な時期に海軍に引き渡されると発言した。⁽³⁷⁾満載排水量三万五千トンの強襲揚陸艦が上海で建造中であるとも伝えられており、⁽³⁸⁾国防部報道官は国産空母の建造も示唆している。⁽³⁹⁾海軍戦力の着実な構築は継続されている。

第五節 「防空識別区」の設定

(一) 防空識別圏と中国の「防空識別区」

二〇一三年十一月二十三日、中国国防部は同日午前十時から東シナ海に「防空識別区」⁽⁴⁰⁾を設定するとして、以下のような公告を發布した。

中華人民共和国東シナ海「防空識別区」を飛行する航空機は、本規則を順守しなければならない。

東シナ海「防空識別区」を飛行する航空機は、以下の識別方式を実行しなければならない。

飛行計画識別。東シナ海「防空識別区」を飛行する航空機は、中華人民共和国外交部あるいは民用航空局に飛行計画を通報しなければならない。

無線識別。東シナ海「防空識別区」を飛行する航空機は、双方向無線通信を開局、維持し、東シナ海「防空識別区」管理機構あるいはその授權機構の識別問い合わせに対して直ちに正確に答えなければならない。

トランスポンダー識別。東シナ海「防空識別区」を飛行する航空機は、装備する二次レーダー応答器を常に作動させなければならない。

標識識別。東シナ海「防空識別区」を飛行する航空機は、関係する国際取り決めの規定に基づいて、国籍と登録識別標識を明示しなければならない。

東シナ海「防空識別区」を飛行する航空機は、東シナ海「防空識別区」管理機構あるいはその授權機構の指示

に従わなければならない。識別に協力しない、あるいは指示に従わない航空機に対しては、中国の軍事力が防衛的な緊急処置を講じる。

東シナ海「防空識別区」管理機構は、中華人民共和国国防部である。

本規則は中華人民共和国国防部がその解釈の責任を負う。

本規則は二〇一三年十一月二十三日十時から施行される。

防空識別圏 (Air Defense Identification Zone、以下、ADIZ) とは各国が自国の防衛のために独自に設けた空域で、後述の飛行情報区 (Flight Information Region、以下、FIR) とは全く異なるものである。ADIZもFIRも国家の領空とは関係がなく、領空よりも広い空域であるが、FIRは国際民間航空機関 (以下、ICAO) によって調整、画定された一定の国際的な取り決めである。それに対してADIZは各国が個別かつ一方的に設定したものであり、またそれが公表さるかどうかについても規範はない。一般に、ADIZに進入しようとする航空機に対してはその国の防空担当機関が飛行計画の照会を行い、事前にそれが提出され承認されおらず、敵味方が識別不能であって当該国にとって経空脅威になり得ると判定された場合、軍用機による目視識別や要撃が行われる。航空機は高速であるから、自国の防衛のために領空のみを監視するのでは当然不十分であり、通常、領空よりもかなり広い空域をADIZとして設定する。たとえば米国には国内ADIZ (Domestic ADIZ) 陸上国境沿いのADIZ)、沿岸ADIZ (Coastal ADIZ) 沿岸ADIZ) 及び遠距離早期警戒識別圏 (Distant Early Warning Identification Zone) アラスカ州の沿岸) の三つが設定されており、沿岸ADIZは米国西海岸・東海岸ともに海岸線から約三百五十〜四百マイルの幅がある⁽⁴⁾。また、台湾のADIZは中国大陸に最も深いところで約二

百マイルも食い込んでいる。言うまでもなく、台湾軍は台湾海峡の防空警戒監視はできるとしても、中国大陆の陸上に及ぶこの空域全体にわたって要撃ができるわけではない。つまりADIZがどのように設定され運用されるかは、あくまでその国家の意図と能力次第である。

ちなみに日本のADIZは、一九六九年に発出された当時の防衛庁長官名による「訓令」で定められており、外側線（Outer ADIZ）によって囲まれる空域から内側線（Inner ADIZ）によって囲まれる空域を除いた空域である。ここにおいて、自衛隊法第八十四条に規定されるいわゆる「対領空侵犯措置」が実施される。すなわち、航空自衛隊では防空用レーダー上において機影と当該機の情報、飛行計画を照合するなどして識別し、該当するものがない場合は敵味方不明機と判断する。そして当該機が日本の領域に接近する可能性があるか、あるいは日本の領域に対する経空脅威になり得ると判断されれば、戦闘機を緊急発進させて目視確認等の対応措置を採ることになっている⁽⁴⁾。通常、民間定期航空輸送機は国内線、国際線を問わず「計器飛行方式」（IFR）で飛行しているため、飛行に際しては必ず「飛行計画」が航空交通管制機関に提出されている。この飛行計画は日本国内から出発する場合には、国土交通省航空局の飛行計画情報処理システムに集められ、その後各関係する航空交通管制機関へ送付されると同時に、航空自衛隊の防空担当情報処理システムへも送付される。この情報と防空用レーダーの情報等とを照合して航空機を識別するのである。国外から日本へ向かってくる航空機や、日本を目的地にしないが日本のFIR内の航空路を飛行する航空機についても、その飛行計画が当該国から事前にわが国の飛行計画情報処理システムに通報されるので、そこから自衛隊の防空担当情報処理システムへも転送される。したがって、計器飛行方式の場合はほぼ自動的に飛行計画がわが国へ通報されることとなっている。ただし、国土交通省航空局発行の『航空路誌』には、「防空識別圏を有視界飛行方式により飛行する航空機は、航空機の識別を円滑に行うため、次の措置を実施された

い」として、国外から防空識別圏を経て日本の領域に至る飛行を行う場合はその飛行計画を送付することを求めている。つまり「有視界飛行方式」で飛行する場合は、常に航空管制機関の管制下にないため、わが国の防空識別圏に抵触する場合には改めて通報することを要請しているのである。また、事前に提出された飛行計画と異なる飛行を行う場合は、自衛隊のレーダーサイトに通報することも求めている。つまり、あくまで「有視界飛行方式」による飛行に限定して、飛行計画や実態の通報を義務でなく要請しているのである。さらに、「飛行計画と照合できない航空機については、要撃機による目視確認を行うことがある」と述べられているだけである。わが国においては、少なくとも民間航空機に対しては、中国の言うような「軍事力が防衛的な緊急処置を講じる」とは明示されていない。⁽⁴⁾

以上のことから明らかなように、A D I Z はあくまで防空用に担当機関がいわば監視の目を光らせている空域であって、領空の拡大を意味するものではないばかりでなく、飛行計画に従った通常の計器飛行方式による航空機の運航には直接関係がない。計器飛行方式による運航は、航空交通が安全かつ効率よくなされるために実施されている「航空交通業務」に従わなければならない、これは国際的に I C A O によって制定された基準に則って実施される全世界的なシステムである。世界のほとんどの空域は F I R に区分けされており、この F I R 内では航空交通管制業務等が実施されている。日本の国土交通省航空局が担当する F I R は「福岡 F I R」である。⁽⁵⁾

日本の防空識別圏においては、上述したような限定的かつ抑制的な対応が取られているのに対して、中国の「防空識別区」では飛行計画の通報や識別を義務とし、「識別に協力しない、あるいは指示に従わない航空機に対しては、中国の軍事力が防衛的な緊急処置を講じる」としてきわめて厳しい対応をすることが明示されている。

(二) 中国の「防空識別区」の意味するところ

中国は「防空識別区」の設定に対する各国の厳しい反応に対応するためと思われるが、これに関する解釈と説明に努めた。中国軍の公式ウェブサイトである「中国軍網」は、「防空識別区」について七つのキーワードを用いて説明している。その第一は「防衛的緊急措置」である。「防空識別区」とは海に面する国家が経空脅威に対して早期に対応するために領空外に設置した空域であり、あくまで「防衛的」措置をとるためのものであるとする。第二に、中国の「防空識別区」は国連憲章等の国際法や国際慣例に則ったものであり、世界ですでに二十ヶ国以上が設置しているとされる。そして法律的に問題はなく、国際法の基本原則に抵触せず、他国の領土主権を侵さず、飛行の自由に影響しない限り、主権国家の権利であって他国の同意を必要とはしないとされる。第三に、東シナ海は狭いため「防空識別区」は日本のそれと重複するのは不可避であるが、共存することができ、共同で飛行の安全を維持するべきであるとする。飛行計画等の通報要求は、限定的な管制権に関わる問題であって排他性はないという。ただし中国が領有権を主張する「釣魚島」上空に日本が「防空識別区」を設定することは「非法」であるとする。第四に、「日本」と名指しはしておらず、また中国の「防空識別区」が特定の国家に対応するためでもなく、さらに「釣魚島」をめぐる緊迫した情勢とは関係ないとしつつも、「ある国」の「防空識別区」が中国大陸から最も近いところで百三十キロメートルであることを挙げ、中国の「防空識別区」が「ある国」から百三十キロメートルにあることを正当化している。これは、二〇一三年十一月二十三日の中国国防部スポークスマンの発言に明示されていた⁴⁶。第五は領空外ということであり、「防空識別区」は領空と同じではなく、その設定は領空の拡大を意味しないとされた。第六には、飛行計画等を通報させることは位置測定のためであって飛行の自由を制限するものではないとした。東シナ海上空は国際航空路が密集する空域であり、「防空識別区」の設定は軍事的錯誤を減少させ空中衝突を避け、

飛行の秩序と安全を維持するためであるという。第七は多様な効能として、さらに気象、通信、航法等のサービス提供を向上させるという意義が挙げられた。

(三) 強硬措置

国防部首ブークスマンはさらに、識別不明の飛行物体に対して、中国は状況に応じて直ちに識別、監視、管制、処置等の措置を取るとしたが、「具体的にどのような措置を取るのかについては、具体的な状況と直面する脅威の程度に応じて決まる」と述べた。⁴⁷⁾ 中国空軍スブークスマンは、二〇一三年十一月二十九日午前、Su-30、J-11等の戦闘機を緊急発進させて米国のP-3、EP-3偵察機二機を「確認」し、日本のE-767、P-3、F-15の計十機を「識別」したと述べた。⁴⁸⁾ そして中国空軍は海軍部隊とともに「『防空識別区』に進入する外国軍用機に対して、全行程の監視、即時識別を実施し、そのタイプを判明させている」とも述べた。このことから、中国軍の目下の行動は、「確認」、「識別」であって「警告」、「要撃」等の強硬な措置を含んでいないことが推察される。ただし、たしかに中国民航総局が発行する民間航空についての情報が集積された『航行情報彙編』(AIP-CHINA)には、いわゆる「防空識別区」をめぐる民間機に対して「強硬措置」が取られることは記されていない。すなわち、「防空識別区」における措置について、国防部和中国民航総局の公示内容が若干異なっているのである。

別の国防部首ブークスマンはまた、中国は「完全に東シナ海『防空識別区』で有効な監視管制を実施することができる。通常の状況下では、監視管制は飛行計画の通報やレーダー応答識別等の方式によるものであり、必要な際にはまた軍用機を発進させて識別、確認することができる。具体的にどのような監視管制方法を取るかは、航空機が軍用なのか民用なのかといった属性、脅威の程度、距離の遠近といった要素によって確定される。航空機がわが

方に脅威とはならないと判明した場合には、戦闘機を発進させる必要はないが、監視は実施するであろう。脅威が一定程度に達すると判明した場合には、適時軍用機を発進させて識別処置をほどこす」と述べた。⁴⁹あくまで慎重に、軍用機による「警告」、「要撃」といった行動に言及することを回避していると読み取れる。前出の「中国軍網」には、「他国の航空機がわが方の『防空識別区』に進入すればただちに発進し、激烈な行動を取るということではない」と解説している。⁵⁰

(四) 警戒監視能力

上述したように、国防部スポークスマンは、中国は完全にこの空域を「監視管制」することができる述べた。中国にこの「防空識別区」を監視するのに十分な能力が備わっているかどうかは不明である。いくら狭い東シナ海とはいえ、その地理的条件から地上レーダーによって「防空識別区」全域をレーダー監視することは物理的に不可能であると思われる。ただし中国の「防空識別区」北方に位置する航空路B五九三（いわゆる福江・アカラコリド）、長さ約三百五十マイル）は、日中双方の航空管制機関によってレーダー管制が行われている。もとより航空路監視レーダーと防空レーダーとは別であるが、中国の航空管制能力が飛躍的に向上していることから類推すれば、「防空識別区」の防空監視能力も一定程度備わっていると見られる。

レーダー監視の限界を補うには、空中警戒管制機（AWACS）や早期警戒機（AEW）が不可欠である。中国はこの面での能力獲得向上も図っており、いまだ十分ではないとは言えその発展は間違いないと思われる。中国空軍スポークスマンは、「中国が東シナ海『防空識別区』を設定して二か月来、空軍は東シナ海『防空識別区』で恒常的航空警戒を維持し、『防空識別区』の有効な管理コントロールを強化している」と述べた。⁵¹レーダー監視

や空中警戒監視能力の不足を、航空哨戒行動で補っているのかもしれない。

(五) 今後の「防空識別区」設定と中台関係

中国は一貫してこの「防空識別区」が民間航空の正常な運航に影響を与えるものではないと主張している。中国は「防空識別区」を通過する航空機に飛行計画を通報することを要求しているが、二〇一三年十二月三日の時点で「十九か国と三つの地域の五十五の航空会社が中国側に飛行計画を通報している」と発表した⁽⁵²⁾。そして飛行計画の通報要求は、「関係空域の飛行秩序と安全をよりよく維持するためでもある」と主張した。中国の説明によれば、飛行計画通報の要求というやり方は「中国独自のものではない。これ以前に、カナダ、インド、タイ、韓国はいずれもその『防空識別区』を通過する航空機に事前に飛行計画を通報することを要求している」という。

中国国務院台湾辦公室スポークスマンは、中国の「防空識別区」が台湾海峡兩岸間の航空便に影響を与えるかどうかについて、「東シナ海『防空識別区』の設定は兩岸の民間航空機の飛行に影響を与えず、関係部門もまたすでに詳細な説明を行った」と述べて、台湾との間の航空路に配慮する姿勢を見せた⁽⁵³⁾。また、国防部スポークスマンは記者会見において、「今後もし新たな『防空識別区』を設定する場合、台湾と事前に協議するか」との問いに対して明確に回答しなかったものの、「兩岸同胞は家族である。中華民族の全体的な利益を守ることは、兩岸同胞の共同利益に合致する。われわれの兩岸関係の平和的發展に対する立場は一貫したものであり明確である」と述べて、この問題での台湾への一定の配慮を示唆した⁽⁵⁴⁾。

今後の「防空識別区」設定に関して、中国国防部スポークスマンは二〇一三年十一月二十三日、「中国は関係する活動を完成させたのち、適時その他の『防空識別区』を設定する」と述べた⁽⁵⁵⁾。また同月二十八日にも国防部スポ

ークスマンは同様の発言を繰り返した。⁽⁵⁶⁾ 中国が今後どの空域に「防空識別区」を設定するつもりなのかまだ明確でないが、その最も有力な空域候補は南シナ海であろう。

中国にとっては、台湾海峡上空の空域も経空脅威の判定や航空優勢の確立が重要となるが、ここに「防空識別区」を設定したことを公表することは、現時点でさほどの意味を有しないと考えられる。それは第一に、大陸反攻を放棄した台湾から中国への脅威はもはや存在しないからである。第二に、事実上中国はこの空域の警戒監視態勢を確立していることは間違いなく、それを公表する利点が見出せないからである。台湾海峡は約百マイルの幅しかなく、長年来の中台の軍事的対峙状況の下、この空域では中台ともに十分な警戒監視任務を遂行しているはずである。第三に、中台交流の強化に伴って中台間を結ぶ多くの直行航空便が運航されているが、利用できる直行航空路は台湾から北行きと南行きの二本、及び上海FIRからの転移航空路一本の計三本に限定されているからである。すなわち民間航空機に対する監視・管制は比較的容易で、すでにそのための態勢は確立されている。しかもこれら航空路を飛行する場合、台湾民航局はすでに大陸側の位置通報点に到達した時点からトランスポンダー（航空交通管制用自動応答装置）とTCAS（空中衝突防止装置）を作動させるよう指示している。つまり中国大陸方面から台湾に接近する航空機を的確に掌握するための措置である。同様の運用は中国側も要求していると思われる。また、台湾海峡を直線的に横断するような航空路が開設されていないのは、そうしたいわば迂回する航空路に航空交通を集約することで、中台双方にとっての脅威判定に過誤や誤解が生じないようにするための措置であるとも考えられる。

たしかに前述したように、台湾は台湾海峡からさらに中国大陆に大きく食い込む形でADIZを設定している。台湾にとっての中国からの経空脅威は深刻である。また、現に台湾海峡とその北東上空には、台湾空軍によって水

面から三万七〇〇〇フィートまで二十四時間運用の制限空域が計四つ設定されている。⁶⁷⁾台湾のA D I Zとともにこれらの空域が、台湾空軍にとつての脅威判定や防空任務に用いられていると考えられる。

だが台湾海峡上空には、L1及びそれにほぼ並行するA1という航空路が設定されている。これらの航空路は、北東アジアと東南アジアを結ぶ国際幹線航空路である。中国が台湾海峡から台湾上空にかけて航空優勢を確立したいとするならば、この空域を通過するこれら航空路に対しても何らかの措置を施すことが有効であろう。そうだとすると、中国は「防空識別区」の設定という方法ではなく、航空交通管制のための空域に影響力を及ぼすという形で空域統制を企図する可能性が考えられる。そこで想起されるのが、二〇〇一年四月一日の海南島上空における米中軍用機接触事件に端を発すると思われる南シナ海北部のF I R再編成である。つまり、同事件を契機として中国は南方空域の再編成を企図し、「責任区」(A O R)の設定を経て「三重F I R」の設定やベトナムとの空域調整をすでに行った。そうした趨勢がさらに南シナ海全体に浸透し、かつ東シナ海にも拡大してくる可能性が推察される。航空法体系を含めた航空行政において、中国は空域の軍事的利用や統制を当たり前のこととし、航空の世界においても軍民融合の態勢を強化しつつある。「防空識別区」の設定ばかりでなく、さまざまな形態を採って安全保障に資する空域設定が強化されるものと考えられる。

第六節 『ミリタリー・バランス二〇一四』に見る部隊編制と兵器装備

最新版の英国国際戦略研究所 (The International Institute for Strategic Studies) 『ミリタリー・バランス二〇一四』(The Military Balance 2014)を元に、兵器装備と編制を概観する。同書は新たに現役兵員を四万八千人増

の二百三十三万三千人とした。内訳は陸軍が増減なく百六十万、海軍が二万人減の二三万五千人、空軍は前年版で三十万三千人としていたところが大きく増えて三十九万八千人となった。第二砲兵は変化なく十万人である。海空軍の兵員数は、中国のいわゆる二〇一二年版国防白書が公表した数値に基づくものであろう。なお国防白書では、十八個集団軍と一部の独立合成作戦師(旅)団を含む機動作戦部隊の兵員は八十五万人であることが公表された。これは陸軍の大部分を占める部隊であると考えられるが、『ミリタリー・バランス』が挙げる陸軍兵員数百六十万人と大きな開きがある。機動作戦部隊以外に七十五万人もの陸軍兵員を擁しているとは考えにくい。中国軍総兵員数について中国の『環球時報』は『ミリタリー・バランス』のそれに近い二百三十万人と報じているから、やはり陸軍兵員は百六十万程度とみられる。

戦略ミサイル兵力の大陸間弾道ミサイル(ICBM)は、前年版で六基増えたDF31Aが六基減って計六十六基に戻った。これは、前年版では一個中距離弾道ミサイル旅団のDF21AをDF31Aに換装中とされていた記述がなくなったことと関係があるのかもしれない。ただし、二〇一三年十二月には新型ICBMのDF41ミサイルの実験が行われ、渤海海域で原子力潜水艦によるICBM「巨浪2」の発射実験が行われたと米国のメディアが伝えたとされる。たしかに同時期、渤海や黄海での軍事活動が頻繁に告知されており、潜水艦発射ICBMの研究開発はこれと関係あるかもしれない。なお、二〇一四年一月には第二砲兵の模範兵士を称揚する活動が行われ、また同部隊の冬季厳寒条件下における訓練が順調に進展していることも伝えられた。同年二月には同部隊の進展ぶりが再び詳細に報じられた。中距離弾道ミサイルはDF16が十二基増えて計百三十四基となった。なお戦略ミサイル兵力にはミサイル部隊とは別に海軍の戦略原子力潜水艦四隻がこれまでも記されていたが、最新版からこの項に空軍の二個爆撃機旅団が加わった。

陸軍兵力はこれまで兵員の「削減中」及び「師団の旅団化」との記載があったが、最新版では記されなくなった。編制上、特殊部隊が二個増えて九個に、装甲師団が四個減って一個となる一方、装甲旅団が五個増えて十六個に、機械化軽歩兵旅団が八個増えて十七個にといった旅団化が進行している。また自動車化軽歩兵旅団が五個減って十四個に、航空兵旅団が一個減って五個になる等、改編は続いているのかもしれない。主力戦車は Type-59 の各型が計九百両も減る一方で、Type-96A、Type-98A、Type-99、Type-99A が増えているから、戦車の更新がなお進められていると推測される。昨年版では二百両減少した装甲歩兵戦闘車が千三百両増加して三千四百五十両となった。装甲兵員輸送車は千四百五十両増加して四千三百五十両となった。野砲も六百四十七門増えて一万三千十四門以上となった。重火力がなお増強されつつある。武装ヘリコプターは今年版でも増勢して六十六機増の計百八機である。うち Z-10 が三十機増の六十機以上で、昨年版から新たに記載されるようになった Z-19 はさらに三十六機増えて四十八機以上とされている。最近注目される無人機には記載に変化がない。

海軍では、戦略原子力潜水艦に変化はないが、元 II 級 (039 B 型) 戦術潜水艦が五隻増えて八隻となり、潜水艦戦力は合計七〇隻である。ただし二〇一三年十月、中国「最初の原子力潜水艦」が退役したことが伝えられたが、これが事実であるとすれば夏級戦略原子力潜水艦が退役したことになる。⁶⁵ 昨年版で一隻増えた旅洋 II 級ミサイル駆逐艦は、さらに一隻加わって四隻となった。また昨年版で三隻増えた江凱 II 級フリゲイトもさらに二隻増の一五隻となった。他方で 051 型の旅大 II 級フリゲイトは三隻減の三隻となり、053 H 型の江滙 I 級フリゲイトは六隻減の二隻となった。老朽艦艇が退役しているということであろう。掃海艦艇が六隻増えて五三隻となった。揚陸艦が一隻、LCCAC が一隻増えたものの、その程度では揚陸用兵力に大きな変化はない。その他には情報収集艦が一隻増の二隻に、海洋調査艦が三隻増の八隻に、潜水艦救難艦が五隻増の六隻になった。海軍航空部隊では、戦闘機数が二十四

機も減って四十八機となったが、攻撃機J-11B/Bsが昨年度版の二十四機増からさらに二十機増えて四十八機となり、Y-8W早期警戒管制機が四機増えて六機となった。H-6G爆撃機は変化なく三〇機である。昨年版で海軍航空部隊に加わった大型BZK-009と中型BZK-006の無人機は、今年版では変化ない。海軍陸戦隊の軽戦車が昨年版で六十二両増えたものの、五十一両減って七十三両になり、装甲兵員輸送車も昨年版では百二十四両増えたが、九十六両減の百五十二両となった。

空軍の編制において、昨年版では戦闘機部隊が十個連隊減ったが、今年版では三個連隊が増えた。また昨年版では多数の新たな戦闘攻撃機旅団が加わったが、今年版ではSu-30MKKによる一個戦闘攻撃機旅団が減って二個となった。それ以外に変化はない。作戦機数はさらに二百機増の二千九十三機である。空軍に所属する空挺団では装甲歩兵戦闘車が四十一両も増えて百七十一両となったが、野砲は五十四門減って百六十二門以上と記された。なお、ステルス戦闘機J20が二〇一三年七月と二〇一四年三月に試験飛行を実施したと台湾で報道されたり、二〇一三年十一月にはステルス無人攻撃機が試験飛行を行ったことが伝えられたりするなど、⁽⁶⁶⁾航空機の研究開発が進展していることがうかがわれる。

第七節 おわりに

二〇一三年四月、習近平中央軍事委員会主席は海南島の海軍三亜所在部隊を訪問し、潜水艦や水上艦艇を視察して士兵を激励した。⁽⁶⁷⁾ 習近平は同年六月の有人宇宙船神舟十号の発射に際して酒泉衛星発射センターでこれに立ち会い、関係者に宇宙戦略に関する「重要講話」を行ったが、⁽⁶⁸⁾ さらにその神舟十号の帰還後、宇宙飛行士を含む関係者

を北京に集めてその労をねぎらった⁽⁶⁶⁾。同年七月には六名に上將の階級を授与した。同年九月には、八月に行われた全国宣伝思想工作會議での習近平の重要講話を全軍で深く学習するキャンペーンが行われ、また第十八回黨大会以降の習近平の国防軍隊建設に関する重要指示を収めた『深入學習習主席關於國防和軍隊建設重要指示讀本』が出版された⁽⁶⁷⁾。二〇一四年二月にはこれがさらに発展して『習近平關於國防和軍隊建設重要論述選編』が出版され全軍に配布された⁽⁶⁸⁾。同年三月、「習近平及び中央軍事委員會の承認を得て」毛沢東、鄧小平、江沢民、胡錦濤、習近平の軍隊建設に関する揮毫を全軍の各級黨委員會（支部）會議室に掲示することとなった⁽⁶⁹⁾。習近平の題辭は、「黨の指揮に従い、戦って勝利することができ、作風の優良な人民の軍隊を建設することに努力せよ」である。習近平が毛沢東以来の最高軍事指導者と並ぶ存在になったことを意味している。これらの他にも、習近平は、北京、瀋陽、濟南の各大軍区や内蒙古軍区の国境防衛部隊等を訪問視察して士兵を激励したことが大きく報じられた⁽⁷⁰⁾。二〇一三年十一月五日に視察した国防科学技術大学では、同大学を「資質の高い新たな軍事人材を養成し、国防科学技術を自主的に創造する高みへ引き上げ」なければならぬと習近平は述べた⁽⁷¹⁾。この際の講話は翌二〇一四年一月にも再び大きくとりあげられ、これを深く学習しその精神を貫徹させることは、部隊の全面的な建設にとっても「重大で深遠な意義を兼ね備えている」として重要視された⁽⁷²⁾。

習近平の具体的な動靜は、彼が鄧小平以来の軍事改革路線を継承しながら最高軍事指導者として人民解放軍の多方面にわたり指導力を發揮し、その指導力の下に多方面にわたる軍隊建設を率いていることを示唆している。そのことは、習近平が二〇一四年三月に第十二期全國人民代表大會第二回會議人民解放軍代表團全体會議に出席した際、「鄧小平理論、『三つの代表』という重要思想、科学的發展觀」から始まって革命軍人の歴史的任務や政治的品格、軍隊の組織制度や戦闘力建設、軍民融合や国防動員・教育等に至るまできわめて多くの論点に言及することで「強

軍目標」の実現を強調したことからも明らかである。⁽⁷⁸⁾

人民解放軍の抱える問題は途方もなく多方面に及んでいると言わざるを得ない。兵器装備の近代化や編制制度の改革によって戦力の強化がなされている。他方、腐敗不正の是正、綱紀肅正、そして党の絶対的優位性の確立に固執する政治工作によって党軍、革命軍としての性格を維持すること⁽⁷⁹⁾に人民解放軍は腐心している。その二つの大きな方向性の中で、軍人の権利擁護や軍隊生活環境の改善整備に注力し、人民解放軍の安定的な発展を支えることが図られている。

二〇一三年三月五日の第十二期全国人民代表大会第一回会議における「政府活動報告」の中では、単に「軍事闘争への備えは絶えず深化され」となっていたが、二〇一四年三月五日の同大会第二回会議における「政府活動報告」では、「各方向、各分野での軍事闘争の準備を統一的に推進」すると述べられている。まさに「各方向、各分野」での多様な軍事政策が積極的に推進されつつあるのである。その意味で、近年のスローガンである「軍事闘争の準備」は定着しつつあるということができよう。

注

- (1) 「会員卡不再是頭疼事兒」、「解放軍報」、二〇一三年十一月八日。
- (2) 「岳陽艦入列」、「解放軍報」、二〇一三年五月四日。「我国新型導彈驅逐艦昆明交付海軍」、同上、二〇一四年三月二十二日など。
- (3) 「海軍首次成功獵掃某新型智能水雷」、「解放軍報」、二〇一三年八月二十六日。「實射多枚新型戰雷成功摧毀目標」、同上、二〇一三年九月二十六日。
- (4) 「我預警機形勢全時域作戰能力」、「解放軍報」、二〇一三年四月五日。「打造信息化戰爭『空中帥府』」、同上、二〇一

三年五月二十三日。

(5) 「我陸航新型武装直昇機全面形成戰鬥力」、「解放軍報」、二〇一三年五月三日。「全軍炮兵新型偵察校射無人機操作骨幹集訓舉行」、同上、二〇一三年五月八日。

(6) 「深入貫徹黨在新形勢下的強軍目標 以改革创新精神開拓國防和軍隊建設新局面」、「解放軍報」、二〇一四年一月一日。

(7) 「緊緊圍繞強軍目標深化重大問題研究 推動軍隊政治工作創新發展」、「解放軍報」、二〇一三年六月八日。

(8) 「在實現強軍目標的征程上闊步前進」、「解放軍報」、二〇一三年八月一日。

(9) 「弘揚群衆路線優良傳統彙聚強軍興軍強大力量」、「解放軍報」、二〇一三年七月一日。

(10) 柯大文「強軍之魂 真理之光」、「解放軍報」、二〇一三年四月十六日。

(11) 解正軒「鑄牢聽黨指揮這個靈魂」、「解放軍報」、二〇一三年六月二十一日。

(12) 張海陽「毫不动摇堅持黨對軍隊的絕對領導」、「解放軍報」、二〇一三年十二月四日。

(13) 二〇一四年六月には、前中央軍事委員会副主席徐才厚が、規律違反によって黨籍剝奪処分になったことが中国側から報道された。これに関しては、別稿で言及する予定である。

(14) 「党委管審議審 發揮監督職能」、「解放軍報」、二〇一三年六月十三日。

(15) 「加強審計監督提高保障效益」、「解放軍報」、二〇一三年八月五日。

(16) 「中央軍委印發《關於加強和改進軍隊領導幹部經濟責任審計工作的意見》」、「解放軍報」、二〇一三年九月二十五日。

(17) 「發揮審計作用 助力強軍實踐」、「解放軍報」、二〇一四年一月六日。

(18) 「中央軍委印發《軍隊實行黨風廉政建設責任制的規定》」、「解放軍報」、二〇一三年七月十九日。「四總部印發《關於軍隊貫徹落實〈黨政機關節約反對浪費條例〉的措施》」、同上、二〇一四年一月十四日。

(19) 「深入推進軍隊黨風廉政建設和反腐敗工作的重要制度保障」、「解放軍報」、二〇一三年八月八日。

(20) 拙稿「『中国の特色ある現代軍事力体系』構築と『威嚇』力——二〇一二～二〇一三年の中国人民解放軍」、「中国研究」(慶應義塾大学日吉紀要、第七号(二〇一三年三月)、七三～八九頁)。

- (21) 「堅持以強軍目標引領改革圍繞強軍目標推進改革 為建設鞏固國防和強大軍隊提供有力支撐」、「解放軍報」、二〇一四年三月十六日。
- (22) 「軍隊組織形態現代化」探析、「解放軍報」、二〇一三年五月二十三日。
- (23) 「透析、美利堅戰車」四大系統、「解放軍報」、二〇一四年一月十七日。「美軍軀型・陸軍、瘦身」、同上、二〇一四年一月二十四日。
- (24) 「在各戰區訓練基地完成空降演練」、「解放軍報」、二〇一四年三月二日。
- (25) 「國防部組織駐華武官赴廣州戰區參觀」、「解放軍報」、二〇一三年五月七日。
- (26) 「連統三年獲戰區為兵服務評比第一名」、「解放軍報」、二〇一三年五月二十九日。「心理服務『五位一體』直通演兵場」、同上、二〇一三年七月六日。
- (27) 「戰艦帰航、硝煙並未散去」、「解放軍報」、二〇一三年四月四日。
- (28) 「南海艦隊遠海訓練編隊進入西太平洋演練」、「解放軍報」、二〇一三年四月十五日。
- (29) 「R P 旬刊中国内外動向」、第三二十七卷第十六号(二〇一三年六月十日)、二一六頁。
- (30) 「東海艦隊艦艇編隊赴西太平洋開展例行性訓練」、「解放軍報」、二〇一三年五月七日。
- (31) 「北海艦隊遠海訓練編隊進入西太平洋海域」、「解放軍報」、二〇一三年五月二十八日。
- (32) 「中国海軍演兵、向大洋」、「解放軍報」、二〇一四年二月六日。
- (33) 「遠海訓練、藍水海軍、必修課」、「解放軍報」、二〇一四年二月七日。
- (34) 「東海艦隊遠海訓練編隊圓滿完成訓練任務」、二〇一四年三月十二日。
- (35) 「たとえば「遼寧艦進行艦載機多批次起降訓練」、「解放軍報」、二〇一三年六月二十日、「殲—15完成首次駐艦飛行首次短距起飛」、同上、二〇一三年七月四日、「來自五個民族的女兵同上航母服役」、同上、二〇一四年一月十九日。
- (36) 「遼寧艦已通過台灣海峽進入南海」、「解放軍報」、二〇一三年十一月二十八日。「遼寧艦完成南海海域試驗訓練任務」、同上、二〇一四年一月二日。

- (37) 「従外訂購的氣墊登陸艇將適時交付海軍使用」、『解放軍報』、二〇一三年五月三十一日。
- (38) 「R P旬刊中国内外動向」、第二十七卷第二十四号(二〇一三年九月二十日)、三十四頁。
- (39) 同右。
- (40) 後述するように、中国の「防空識別区」は一般的な防空識別区とは異なる性格を有していると思われることから、本稿では中国語原文のまま「防空識別区」と称する。
- (41) Walter S. Luffsey, *Air Traffic Control: How To Become An FAA Air Traffic Controller* (New York: Random House, 1990), pp. 257-258.
- (42) 防衛庁訓令第36号「防空識別区における飛行要領に関する訓令」、一九六九年八月二十九日。なお、わが国のADIZの西端は東経百二十三度であり、これは台湾のADIZの東端でもある。すなわち、わが国のADIZと台湾のADIZは東経百二十三度で接している。この空域は太平洋戦争後しばらく米軍の管轄下であり、米軍によって沖縄と台湾との間のADIZ境界線は東経百二十三度と定められた。沖縄復帰によりこのADIZは一九七三年一月、米軍から防衛庁に移管され現在に至っている。ただし、与那国島のおよそ西半分が台湾のADIZに含まれていたことから、二〇一〇年六月、与那国島の領海基線から西側半径十四マイルまで日本のADIZを張り出すこととした。
- (43) 運輸省航空局他監修『Aeronautical Information Manual JAPAN第二十四号』、(社)日本航空機操縦士協会、一九九六年、二一―二二頁。
- (44) 国土交通省航空局『AIP JAPAN』、ENR 52-21。
- (45) ちなみに、FIRは領空を意味する概念ではないことを明示するために、国名でなく担当国の一都市名がつけられている。
- (46) 「国防部新聞發言人就劃設東海防空識別区答記者問」、『解放軍報』、二〇一三年十一月二十四日。
- (47) 「中方全面掌握進入東海防空識別区航空器的情況」、『解放軍報』、二〇一三年十一月二十九日。
- (48) 「中国空軍識別查証進入我東海防空識別区的外國軍機」、『解放軍報』、二〇一三年十一月三十日。

- (49) 「東海防空識別区は安全区而不是風險区」、『解放軍報』、二〇一三年十二月四日。
- (50) 「不可誤読的防空識別区常識」、『中国軍網』、二〇一三年十一月二十八日、http://cn.chinamil.com.cn/2013fksbq/2013-11/28/content_5669060.htm。
- (51) 「中国空軍在東海防空識別区保持常態化空中巡邏」、『解放軍報』、二〇一四年一月二十四日。
- (52) 「外交部就東海防空識別区有關問題答記者問」、『解放軍報』、二〇一三年十二月四日。
- (53) 「外交部發言人回應日本決定擴大防空識別区報道 中方就澳關於我東海防空識別区原論提出嚴正交涉 国台辦發言人 就我劃設東海防空識別区答記者問」、『解放軍報』、二〇一三年十一月二十八日。
- (54) 「中国对東海防空識別区实施有效監管」、『解放軍報』、二〇一三年十二月二十七日。
- (55) 前掲「国防部新聞發言人就劃設東海防空識別区答記者問」、『解放軍報』、二〇一三年十一月二十四日。
- (56) 「中方全面掌握進入東海防空識別区航空器的情況」、『解放軍報』、二〇一三年二月二十八日。
- (57) 中華人民共和國「台北飛航情報区飛航指南」、航路五・一一一～一一。
- (58) 中華人民共和國國務院新聞辦公室「中国武装力量多樣化運用」、人民出版社、北京、二〇一三年四月。
- (59) 『環球時報』、二〇一三年四月十三日。
- (60) 『R P 旬刊中国内外動向』、第三十八卷第一号（二〇一四年一月十日）、一頁。
- (61) 『R P 旬刊中国内外動向』、第三十八卷第一号（二〇一四年一月十日）、三三～三三頁。
- (62) 「砺劍尖兵勇站排頭 万千将士你追我趕」及び「十年鑄利劍 尖兵競風流」、『解放軍報』、二〇一四年一月二日。
- (63) 「第二炮兵組織導彈部隊成建制駐訓」、『解放軍報』、二〇一四年一月九日。
- (64) 「長劍砺鋒再出征」、「提拔重用百余名 打仗型」幹部、「立項攻關四〇多項重難点課題」、『解放軍報』、二〇一四年一月二十一日。
- (65) 「海軍第一艘核潛艇去除核反應堆退役」及び「英雄核潛艇 大洋深處砺劍鋒」、『解放軍報』、二〇一三年十月二十九日。「鑄就共和國水下核盾」、同上、二〇一三年十月二十八日。「英雄核潛艇 用熱血寫就榮光」、同上、二〇一三年十月三十一日。

- 十日。「中国核潜艇解密的背後」、同上、二〇一三年十一月六日。
- (66) 『RP旬刊中国内外動向』、第三十七卷第二十一号(二〇一三年八月二十日)、二十八頁、同上、第三十七卷第三十二号(二〇一三年十二月十日)、二十六頁、同上、第三十八卷第九号(二〇一四年三月三十一日)、二十七頁。
- (67) 「牢记強軍目標献身強軍實踐」、『解放軍報』、二〇一三年四月十二日。
- (68) 「神舟十号載人飛船發射成功」、『解放軍報』、二〇一三年六月十二日。
- (69) 「習近平会见神舟十号載人飛行任務、航天員和參研參試人員代表」、『解放軍報』、二〇一三年七月二十七日。
- (70) 「中央军委舉行晉昇上將軍銜儀式」、『解放軍報』、二〇一三年八月一日。
- (71) 「深入學習宣傳貫徹習主席重要講話精神 按照走在前列要求開創軍隊宣傳思想工作新局面」、『解放軍報』、二〇一三年九月五日。
- (72) 『深入學習習主席關於國防和軍隊建設重要指示讀本』出版、『解放軍報』、二〇一三年九月十六日。
- (73) 『習近平關於國防和軍隊建設重要論述選編』印發全軍、『解放軍報』、二〇一四年二月二十一日。
- (74) 「全軍和武警部隊各級黨委(支部)會議室統一懸挂 毛澤東鄧小平江沢民胡錦濤習近平重要題詞指示」、『解放軍報』、二〇一四年三月十七日。
- (75) 「習近平春節前夕嚴寒踏冰雪慰問边防官兵」、『解放軍報』、二〇一四年一月二十九日。
- (76) 「加快建設具有我軍特色的世界一流大學 深入貫徹落實黨在新形勢下的強軍目標」、『解放軍報』、二〇一三年十一月七日。
- (77) 「加快建設具有我軍特色的世界一流大學」、『解放軍報』、二〇一四年一月十五日。
- (78) 「以改革創新精神開拓國防和軍隊建設新局面 為實現黨在新形勢下的強軍目標而努力奮鬥」、『解放軍報』、二〇一四年三月十二日。
- (79) たとえば、幹部將校が末端部隊兵士と生活を共にすることで大衆路線を学ばせる活動についての報道が相次いでいる。「一九五八年、高級將領下連當兵」、『解放軍報』、二〇一三年五月八日。「貫徹黨的群衆路線的生動實踐」、同上、

二〇一三年七月十五日。「総参機関幹部赴基層部隊当兵蹲連帮建基層」、同上、二〇一三年五月二十三日。「研究当兵蹲連特点規律 確保深入持久扎实有效」、同上、二〇一三年七月二十三日。

(80) たとえば単身赴任軍人や殉職者の家族を保護する政策にもさまざま調整が行われている。「調整夫妻分居生活補助費制度」、『解放軍報』、二〇一三年七月十五日。「未随軍妻兒的待遇昨落实」、同上、二〇一三年七月十六日。「閔懷軍隊英模烈士子女成才」、同上、二〇一三年七月十七日など。

(81) 「政府工作報告」、『解放軍報』、二〇一四年三月十五日。